

2020(令和 2)年 4 月 3 日

教職員各位

学校法人 松山大学
理事長 溝 上 達 也

新型コロナウイルス感染拡大に伴う教職員への対応について（要請）

現在、世界各地において新型コロナウイルスの感染拡大が確認されており、日本国内でも多数の患者が発生し、感染者が日々増加しております。

そのような状況の中、本法人は、2020年3月30日付文書にて要請した事項の3について改定し、学生の安全確保と計画的な教育を実践するため、当面の間、下記の事項を遵守するよう要請いたします。

記

1. 毎日、出勤前に体温を必ず計り、発熱等の風邪の症状（倦怠感や息苦しさがある場合も含む。）が見られるときは、無理をせずに自宅で休養し、出勤しないこと。
2. 国外及び国内の感染が拡大している地域への学外勤務（勤務外活動を含む。）や私的旅行を自粛すること。
3. 国外及び国内の感染が拡大している地域に滞在した教職員（学外勤務や私的旅行で感染拡大地域を訪問した教職員を含む。）については、愛媛県内に転入した日又は戻った日から2週間、出勤しないこと。
4. 3月中旬以降、感染が拡大している地域を訪問した教職員や、同様の地域を訪問した方と濃厚な接触をした可能性がある教職員は、2週間程度は経過観察（体調と体温の記録）を行い、他の人との濃厚な接触を避けるよう努めること。

5. 学内会議の開催方法について、2020年3月5日付文書「学内会議の開催方法について（通知）」にて通知しておりますが、4月1日以降においても、学内の会議等につきましては、原則、「中止」又は「持ち回りによる会議」とすること。

以上

<本件連絡先>

総務部健康支援課 電話 089-926-7131（内線 2212）

※対応時間帯：平日午前8時30分～午後7時

mu-hoken@matsuyama-u.jp